

防災県土整備企業常任委員会提出資料

《所管事項》

(1) 「美しい三重の海と川」を守るため河川上流域における採石、開発事業等に関する請願の処理経過について	1
(2) 平成23年度包括外部監査結果に対する対応結果 及び平成24年度包括外部監査結果に対する対応方針について	3
(3) 三重県外郭団体等改革方針（案）について	23
(4) 公共工事における総合評価方式の見直しについて	25
(5) 第24回全国「みどりの愛護」のつどいについて	31
(6) 審議会等の審議状況について	33

平成25年3月19日

県 土 整 備 部

採択された請願、陳情の処理状況

県土整備部

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成24年 第2回定例会	請願 第30号	「美しい三重の海と川」を守るために河川上流域における採石、開発事業等について	<p>採石法や都市計画法において流域漁業団体の同意を求める規定はありませんが、関係漁業団体との合意形成に努力するよう事業者に働きかけることとし、各建設事務所に指示しました。また、開発許可権限を有する市には本請願にかかる県の考え方を周知しました。</p> <p>なお、現在、新規で採石認可申請中の事業については、関係漁業団体との合意形成に努力するよう事業者に働きかけています。</p>

平成23年度包括外部監査結果に対する対応結果

及び平成24年度包括外部監査結果に対する対応方針

I 平成23年度包括外部監査結果に対する対応結果

1 平成23年度包括外部監査のテーマ

県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について

2 県土整備部における監査対象団体及び監査報告数

施設名	結果	意見	合計
三重県土地開発公社	2	4	6
三重県道路公社	2	3	5
各団体共通	0	2	2
合計	4	9	13

※結果：条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

意見：監査人としての意見を述べたもの

3 結果の概要及び対応結果

(1) 三重県土地開発公社

① 先行取得資金の貸付額の切下げについて(7ページ4-(1))

【結果の概要】直近の運用額の推移および先行取得計画上の取得予定額を精査したうえで、先行取得資金の貸付額（41億円）を適切な水準まで切下げて設定すべきである。

【対応結果】当該資金については、直近の活用実績や運用見込み等を踏まえて毎年度設定することとしており、平成24年度は貸付額を20億円としました。

② 再取得先との合意形成について(8ページ4-(6))

【結果の概要】土地開発公社が先行取得した第二名神自動車道用地について、県は中日本高速道路株式会社に対して再取得およびその時期について正式に要請を行い、合意形成に向けた措置を早急に講じるべきである。

【対応結果】中日本高速道路株式会社に再取得を円滑に行うよう要請を重ねています。

(2) 三重県道路公社

① 過年度無料開放路線に係る引当金残高について(9ページ5-(1))

【結果の概要】過年度に運営管理していた志摩開発有料道路（パールロード）第2期事業の無料開放時の道路事業損失補填引当金の措置について、その理由を明らかにするため、次年度の財務諸表における注記等により開示することを要望する。

【対応結果】 平成23年度決算において、その旨を財務諸表における注記事項に記載しました。

② 道路公社の借入先金融機関への債務保証書の交付について（10ページ5-(5)）

【結果の概要】 県は、債務保証書を道路公社経由で金融機関に対し交付しているが、直接金融機関に対し交付する必要がある。

【対応結果】 当該監査以後に決裁を受け金融機関に交付する債務保証書は、直接受け入れ金融機関に交付しています。

II 平成24年度包括外部監査結果に対する対応方針

1 平成24年度包括外部監査のテーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

2 県土整備部所管財産に関する監査報告数

区分	結果	意見	合計
報告数	14	16	30

※結果：条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

意見：監査人としての意見を述べたもの

3 結果の概要及び対応方針

(1) 公有財産台帳への登録もれ・誤り

（計9件：11ページ1-①、11ページ2-①・②、12ページ2-④、12ページ3-①、15ページ6-②、16ページ10-①、17ページ11-①、19ページ14-①-ア）

【結果の概要】 公有財産台帳への登録もれや登録誤りがあった。

【対応方針】 台帳への登録及び登録内容の修正を行いました。今後は、的確な台帳管理を行っていきます。

(2) 用途廃止手続きについて（12ページ2-③）

【結果の概要】 取り壊した施設（熊野灘レクリエーション都市公園の便所）の行政財産の用途廃止手続きが行われていなかった。

【対応方針】 再発防止のため、用途廃止手続に関するセルフチェックシートを作成しました。今後はセルフチェックシートを活用して適切な事務処理を行っていきます。

(3) 鈴鹿青少年の森について

① 使用禁止状態にある野外ステージについて（12ページ4-①）

【結果の概要】 野外ステージは、建物の一部が崩落して以来、立入・使用禁止の状態となっている。県としては、除却していく方向であることがあるが、すでに4年以上が経過しており、事故等の未然防止や管理コストの観点から、速やかに撤去することが適切と考えられる。

【対応方針】 野外ステージ撤去後の当該エリアの活用法を検討したうえで、撤去を進めていきます。

(2) 過年度調査時における劣化施設への対応について（13ページ4-②）

【結果の概要】 平成22年度に実施した公園施設老朽度調査において、6施設がD判定（最重要部材に重度の劣化がある状態）とされていた。これらの施設の現状を観察したところ、6施設中5施設が未対応の状況であった。

【対応方針】 劣化施設については、公園施設長寿命化計画に基づき、安全性に問題がある施設から優先的に修繕していきます。

(4) 土地の未登記について（15ページ8-①）

【結果の概要】 県土整備部が所管する公共事業用地（県有地）のうち県道の土地だけをとってみても、平成23年度末において2,796筆が未登記となっており、公有財産規則に反する状態が解消されていない。

【対応方針】 未登記土地の処理については、処理方針を定めた「過年度未登記に係る今後の取組について」に基づき、年度毎に処理目標を定めて、未登記の解消を進めています。引き続き取組を進めています。

(5) 伊勢市内の県道沿いの不法占用物件（石灯籠）について（17ページ12-①）

【結果の概要】 石灯籠の占用許可期間が終了した昭和32年1月31日以降、長期間にわたり、県道が不法占用された状態が継続している。

【対応方針】 県では、これまで石灯籠の刻銘者について調査するとともに、通行者の安全確保のため、石灯籠の傾き等の調査を毎年行い、安定性に問題があるものは、撤去してきたところです。

今後は、石灯籠の火袋や笠部分の安定性の追加調査を行ったうえで、危険と判断されたものについては撤去等の措置を行い、引き続き、通行者の安全を確保していきます。

占用許可の対象は、適切かつ確実に維持管理を恒久的に担えることを前提としており、現時点では地方公共団体を対象と考えています。

なお、今後の対応については、国・市とも協議し進めています。

平成23年度 包括外部監査結果(に対する対応)

平成23年度 包括外部監査結果(に対する対応)

	テーマ・区分・内容	対応結果	備考
1. 包括外部監査の意見及び指摘			
4. 三重県土地開発公社			
(1) 先行取得資金の貸付額の切下げについて【結果】	<p>先行取得資金は国土整備部所管の公共事業の用に供する土地の取得財源として県が一般会計から無利子で土地開発公社に貸し付けるものである。</p> <p>当該資金は年度末日1日を除いて土地開発公社に貸付けてあり、土地開発公社では公共事業用地等先行取得資金貸付契約に基づき利息のつかない決済用普通預金口座に預金してあるため、実際に使われていない分は年度を通じて拘束され、機会損失が生じているといえる。このため、県では既に貸付額の見直しに着手していることであるが、同制度が事業費の予算不足を補い、円滑な用地取得を行うために設けられたものであることおおよび県における機会損失の発生回避の観点から、直近の運用額の推移および先行取得計画上の取得予定額を精査したうえで、当該資金の貸付額を適切な水準まで切下げて設定すべきである。</p>	<p>(部局名：国土整備部)</p> <p>当該資金については、直近の活用実績や運用見込等を踏まえて毎年度設定することとしており、平成24年度は貸付額を20億円としました。</p>	<p>国土整備部 三重県土地開発公社</p>
(2) 工業団地精算引当金の会計処理について【意見】	<p>ニユーファクトリー工業団地全体の分譲が完了した時点で剩余金が発生した場合には、団地内の公共施設の管理主体である津市に剩余金を交付することになりますが、そのため土地開発公社が当該剩余金を工業団地精算引当金として計上しているのは一定の理解はできる。しかし、当該引当金は、区画の売却毎に粗利益相当額を引当金繰入額として費用計上して引当てるものであり、会計基準が予定している将来の特定の費用または損失のための引当金ではない。</p> <p>財務諸表は、土地開発公社の運営の適切な状況を広く土地開発公社の利害関係者に伝えるために作成されるものであり、また、県の作成する連結財務諸表の基礎となつている。当該団地内の未分譲地は残り1区画となり、事業の精算が近づいたことから、今後はその実態により反映する財務報告を行う必要がある。</p>	<p>(団体名：三重県土地開発公社)</p> <p>これまで土地開発公社の財務諸表に当該引当金の説明を記載していましたが、所要経費見込額及び精算時に津市へ交付するための剩余金である旨の注記を施し、その実態をより反映する財務報告にしました。</p>	<p>雇用経済部 国土整備部 三重県土地開発公社</p>
(3) 元管理センター用地について【意見】	<p>ニユーファクトリー工業団地の元管理センター用地は、当初は結成される管理組合への無償譲渡を予定していたため、簿価がゼロとなつており、財務諸表の附属明細表のうち完成土地等明細表には計上されていない。将来、分譲予定地とされた場合、会計方針に定める「個別法による原価法」による算定・評価が適切にされておらず、分譲時に適切な損益計算が地開発公社の第三者で協議した結果、民間企業から引</p>	<p>(部局名：雇用経済部)</p> <p>(団体名：三重県土地開発公社)</p> <p>当該用地の利用方針等については、県、津市、土地開発公社の三者で協議した結果、民間企業から引</p>	<p>雇用経済部 国土整備部</p>

<p>なされうこととなる。 当該用地の利用方針を定めるとともに、分譲予定地とされた場合、過年度の事業費を適切に配分し直すことにより、当該用地の取得原価を算定するとともに、他の未分譲用地の簿価についても見直す必要がある。</p>	<p>(4) 未分譲用地の評価について【意見】</p> <p>ニューファクトリー工業団地の未分譲用地は1区画のみとなつたところであるが、第2工区の造成が完了した平成14年度以降8年半ほど経過して未分譲であることとも考慮すると、今後も未分譲用地として保有することにより、売却価額が簿価が発生するリスクがあるため、これに係る貸付金の回収可能性の検討にあたり、分譲の引合いで価値動向について今後も留意する必要がある。</p>	<p>(部局名：雇用経済部) (団体名：三重県土地開発公社) 未分譲用地の引合い状況については、今後も県、津市、土地開発公社の三者において情報の共有を行なうとともに、近隣地域の地価動向等に留意していきます。</p>	<p>三重県土地 開発公社</p> <p>雇用経済部</p> <p>国土整備部</p> <p>三重県土地 開発公社</p> <p>三重県土地 開発公社</p>
<p>(5) 三重県住宅供給公社の解散に伴う処理の検討について【意見】</p> <p>大仏山地域保有土地は、三重県住宅供給公社から土地開発公社へ有償移管され、取得に必要な金額については土地開発公社から無利息で借入れている。 住宅供給公社の解散によりその資産および負債を設立主体である県が承継するため、住宅供給公社の清算結了までに土地開発公社への貸付金の処理方針が決定されない場合には、当該借入金の相手先は県となる。一方、当該土地の利用については現在、事業主体が未だ決定されていない。このような状況が今後も続くことになれば、土地開発公社としては、引き続き当該土地を保有するリスクを負うこととなる。 これらのことから、土地供給公社の清算結了までに当該用地の処理方針の決定及び借入金の清算を行う必要があります。 よって、関係する三者においては、当該用地の事業主体・事業手法を含めた詳細な検討動向に応じ、上記の課題に対応するための最適な処理を検討されたい。</p>	<p>(部局名：三重県土地開発公社) (団体名：三重県土地開発公社) 当該土地については、三重県住宅供給公社の清算結了までに借入金の清算を行なうよう、当該土地の取得の経緯を踏まえて、住宅供給公社、土地開発公社及び関係機関と調整を進めています。</p>	<p>三重県土地 開発公社</p> <p>国土整備部</p> <p>三重県土地 開発公社</p> <p>三重県土地 開発公社</p>	<p>(部局名：国土整備部) 当該用地についてには、第二名神自動車道建設予定期間に開発許可申請が出されたため公有地の拡大の推進に基づき、平成9年に土地開発公社が先行取得しましたが、日本道路公団の民営化等に伴う高速道路事業の停滞や調査設計に時間を要したことから再取得が行われず現在に至っている状況です。 現在、監査結果をふまえ、県は中日本高速道路株</p>
<p>(6) 再取得先との合意形成について【結果】</p>	<p>土地開発公社が県からの依頼により先行取得した第二名神自動車道用地は、現行の取決め、直近における時価下落状況およびこれまでの経緯を踏まえると、中日本高速道路株式会社にようする再取得価格は、簿価相当額（事業用地の取得に要した用地費および補償費の合計）を大きく下回る可能性がある。よって、これにより基本協定書第9条第3項に定める「執行に支障が生じた」場合には、県がその責任を負うこととなる。したがって、県は、中日本高速道路株式会社との間で再取得およびその時期について正式に要請を行い、合意形成に向けた措置を早急に講じるべきである。</p>	<p>三重県土地 開発公社</p>	<p>三重県土地 開発公社</p>

		式会社に再取得を円滑に行うよう要請を重ねています。
5. 三重県道路公社	(1) 過年度無料開放路線に係る引当金残高について【結果】	過年度無料開放路線に係る道路事業損失補填引当金は、本来は全額を志摩開発有料道路(パールロード)第2期事業の無料開放時に取崩し、損失の圧縮に使用すべきであったものであり、過年度の措置の理由が政策的判断に基づくものである場合には、その判断根拠を県において明らかにするとともに、道路公社においても当該路線の無料開放のある年度の財務諸表における注記等により開示すべきである。以上より、当該措置についてその理由を明らかにするため、次年度の財務諸表における注記等により開示することを要望する。
	(2) 料金徴収期間までの収支見込みについて【意見】	現在の唯一の事業である伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みは今後の社会経済情勢等の変化で大きく変動する可能性はあるものの、無料開放時における損失の発生可能性は、一定程度認められる状況であると考えられる。したがって、通行台数については実績推移を踏まえ慎重に見積もるとともに、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。
	(3) 出資金の回収可能性について【意見】	伊勢二見鳥羽有料道路の収支見込みからすると、無料開放時ににおいて数億円といつた水準の不足額が発生する可能性が一定程度認められる状況である。したがって、出資金17億50百万円の一部が回収できなくなる可能性は、現時点において一定程度存在するものと考えられるため、運営コストの合理化等には今後も継続的に努める必要がある。
	(4) 収受員の常時待機人数等の見直しについて【意見】	自動収受機2台の監視は、有時の際には管理職である所長が対応することが可能であり、平常時には一人で対応し得ると考えられる。また、不正防止の観点からは、料金収入の現金化は定められた時間帯に複数人で確認すること、また、車両の通行量のカウントは別のモニター(車種別用踏板)で自動計算され料金収入の理論値が明確に出せることが可能である。したがって、収受員のシフトについて合理化の余地があると考えられるため、検討された

(5) 道路公社の借入先金融機関への債務保証書の交付について【結果】

県は、運転資金に係る市中金融機関との金銭消費貸借契約毎の単位で、債務保証書を道路公社経由で金融機関に対して交付しており、直接に債務保証書を交付していらない。本来、保証人の存在とその内容を確認する必要があるのは、主債務者よりもむしろ、物的担保がない状態で貸付を行わざるを得ないゆえに人の意思表示として当該書面の交付を行なうべきであり、金融機関に対し直接その意思表示として当該書面の交付を行なうべきであるから、債務保証書を借入先金融機構から借入金に対する債務保証書等の書類は、借入年度が古いためか書類の存在を確認できなかつた。県は、これら書類について返済の完了年度までは書類を確実に保管する必要がある。	（部局名：県土整備部） 当該監査以後に決裁を受け金融機関に交付する債務保証書は、直接借入先金融機関に交付します。また、債務保証書等の書類は、返済完了年度まで確実に保管できる体制をとっています。	（部局名：県土整備部） 三重県道路公社
---	---	------------------------

8. 債務保証の管理等

(1) 損失補償等の管理について【意見】

損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。 したがつて、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部局において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。	(雇用経済部、農林水産部、県土整備部) 損失補償等の円滑な管理を行うため、引き続き関係団体と連携を図つています。 ※環境生活部所管分については、債務返済により損失補償の対象は消滅しました。	雇用経済部 環境生活部 農林水産部 県土整備部
---	--	----------------------------------

(2) 会計基準への準拠性について【意見】

各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部局は、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行わたい。	(雇用経済部、環境生活部、農林水産部、県土整備部) 適正な会計基準に準拠して作成されるよう、指導を行いました。	雇用経済部 環境生活部 農林水産部 県土整備部
---	--	----------------------------------

平成24年度 包括タク部監査結果に対する対応方針

	テーマ・区分・内容	対応方針	備考
VII 土整備部	1. 包括外部監査の意見及び指摘		
① 財産分類の登録誤りについて【結果】	1. 県土整備総務課における公有財産の管理について		
① 尾鷲建設事務所所管の水防倉庫（尾鷲市三木里町）は、現在も水防関係機材の倉庫として利用されており、本来は行政財産として登録されなければならないが、昭和60年12月以降は普通財産として登録されている。	尾鷲建設事務所所管の水防倉庫（尾鷲市三木里町）は、現在も水防関係機材の倉庫として利用されており、本来は行政財産として登録されなければならないが、昭和60年12月以降は普通財産として登録されている。	登録誤りのあった水防倉庫について、公有財産台帳の記載内容を修正しました。 今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。	国土整備部
② 都市政策課における公有財産の管理について	2. 年度取得分の公有財産の登録もれについて【結果】		
① 平成23年度における下表の支出については、当年度に公有財産の取得として登録すべきであったが、公有財産台帳に登録されていないため、速やかに登録すべきである。	平成23年度における下表の支出については、当年度に公有財産の取得として登録すべきであったが、公有財産台帳に登録されていないため、速やかに登録すべきである。	登録もれのあった各財産について、公有財産台帳に登録しました。 今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。	国土整備部
② 台帳金額の登録誤りについて【結果】	3. 会計課における公有財産の登録もれについて【結果】		
① 下記の工事については、公有財産台帳において、「財産番号2011400016熊野灘臨海公園 大白園地 広場」として平成23年度において登録されているが、台帳金額は36,570,830円と誤った金額で登録されており、修正すべきである。	下記の工事については、公有財産台帳において、「財産番号2011400016熊野灘臨海公園 大白園地 広場」として平成23年度において登録されているが、台帳金額は36,570,830円と誤った金額で登録されており、修正すべきである。	登録誤りのあった財産について、公有財産台帳の記載金額を修正しました。 今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。	国土整備部
② レク都市熊野灘臨海公園（大白地区）駐車場整備工事	工事名	支出金額（円）	
レク都市熊野灘臨海公園（大白地区）駐車場整備工事		24,541,650	

③ 用途廃止手続について【結果】

熊野灘レクリエーション都市公園内の萩原台の便所については、新しい便所を設置したため、平成23年4月8日に取壊しを行い、平成23年4月12日に建設事務所職員が取壊しを確認したが、公有財産規則第21条に基づく行政財産の用途廃止の手続を行っていないかった。なお、公有財産台帳の登録事項に異動が生じた場合は、平成24年1月17日に行っている。

④ 過年度取得分の登録もれについて【結果】

「土地・建物以外」の公有財産台帳に登録されている北勢中央公園の公有財産は、「防球ネット」のみとなつていて、該公園には野球場、テニスコートなどがあり、大半の工作物が登録もれとなっており、速やかに登録すべきである。

港湾・海岸課における公有財産の管理について

① 台帳登録対象外の港湾施設の登録について【結果】

港湾施設は公有財産台帳の対象外であるが、下表の3施設が現在も公有財産台帳に登録されており、速やかに削除すべきである。

なお、これらは港湾施設台帳には既に登録されている。

施設名称	所在地	決算年度末 現在高 (m ³)	決算年度末 現在高 (円)
松阪港埋立地	松阪市大口町	14,308.71	155,822
鳥羽港上屋敷	鳥羽市鳥羽	4,375.33	924,520
尾鷲港湾施設	尾鷲市瀬木山町	29,816.60	143,647,613

4. 鈴鹿青年の森について

① 使用禁止状態にある野外ステージについて【結果】

野外ステージ（昭和47年整備）は、耐震化が未了であり、平成19年に起きた地震の影響で建物の一部が崩落して以来、工事用フェンスで周囲を囲って立入・使用禁止の状態となっている。

県としては、近年は当該施設を使用する活動のニーズがみられないため、除却していく方向であるとのことであるが、建物の一部崩落からすでに4年以上が経過している。事故等の未然防止や管理コストの観点から、速やかに撤去することが適切と考えられる。

③ 用途廃止手続について【結果】	再発防止のため、用途廃止手続に関するセルフチェックシートを作成しました。今後はセルフチェックシートを活用して適切な事務処理を行っていきます。	国土整備部
④ 過年度取得分の登録もれについて【結果】	登録もれとなつていた工作物について、公有財産台帳に登録しました。 今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。	国土整備部

④ 過年度取得分の登録もれについて【結果】	登録もれとなつていた工作物について、公有財産台帳に登録しました。 今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。	国土整備部
⑤ 港湾・海岸課における公有財産の管理について	登録誤りのあった各財産について、公有財産台帳から削除しました。 今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。	国土整備部

⑤ 港湾・海岸課における公有財産の管理について	登録誤りのあった各財産について、公有財産台帳から削除しました。 今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。	国土整備部
⑥ 鈴鹿青年の森について	野外ステージ撤去後の当該エリアの活用法を検討したうえで、撤去を進めています。	国土整備部

② 過年度調査における劣化施設への対応について【結果】

平成23年度に公園施設長寿命化計画を策定するにあたって、各都市公園の施設について平成22年度において老朽度の現地調査を行つており、当該公園においては、6施設がD判定（最重要部材に重度の劣化がある状態）とされていた。

今回の包括外部監査において、これらの施設の現状を観察したところ、下表のとおり、6施設中5施設が未対応の状況であった。

施設	平成22年度調査時状況	観察時の対応状況
①受変電設備	故障	対応済み
②管理詰所	TNアンテナ錆びつき	未対応
③管理事務所	屋根	未対応
④フェンス	大きく湾曲	未対応
⑤ベンチ（スツール）	上部が大きく割れている	未対応
⑥外柵	錆による腐食	未対応

これらは劣化の状態が著しいものであるため、重大な事故に繋がるおそれがあるものについては、速やかに修繕を行うべきである。
なお、上記⑤のベンチ（スツール）は現場観察後に撤去されている。

③ 公園内の松枯れについて【意見】

平成23年度の公有財産台帳において、下表のように公園内の樹木の枯死が生じている。

財産番号	資産名称	増減 事由	減少 数量 (本)	減少金額 (円)	現在 数量 (本)	現在金額 (円)
20063200117	青少年の森公園内樹木	枯死	142	0	19,226	0

これらは松枯れを要因として同年度に伐採されたものであり、処理費用1,470千円をかけて処理されている。
今回の監査における現場観察でも、松枯れの状況が広範囲にわたつてみられた。これによる被害は年々広がりを見せていくようである。
場合によつては倒壊により公園内にいる利用者の身体に危害が及ぶ可能性も想定される

劣化施設については、公園施設長寿命化計画に基づき、安全性に問題がある施設から優先的に修繕していくきます。

今回の中括弧監査において、これらの施設の現状を観察したところ、下表のとおり、6施設中5施設が未対応の状況であった。

伐採計画を策定し、危険度の高いものから伐採していくます。

また、指定管理者においても、自主事業の一貫として利用者に危険の及ぶ可能性のある樹木の伐採を予定しています。

伐採計画を策定し、危険度の高いものから伐採していくます。

ことから、たとえぞうした可能性のある位置にある樹木から優先的に対応する計画を含め、緊急な対策が望まれる。

5. 日本国有鉄道清算事業団用地について

① 外部への売却等の検討について【意見】

日本国有鉄道清算事業団用地は、現在伊賀市に貸付けられているが、その用途は以下のとおり公用目的といえるため、無償貸付となつていています。

用途	利用状況
伊賀上野駅駐輪場（一部）	市有地と合せて供用
地域交流広場（ゲートボール場）	市が地元の町内会に管理を委ねている
その他	未利用地

※ 上記の正確な面積内訳は不明のこと。

当該土地は駅前に立地しており、未利用地部分は約400m²と相当程度の広さがあることから、近隣の時価（平成24年1月1日を基準とする公示地価）で単純に換算すると約1千2百万円となる。

よって、このような貸付先における未利用部分についても、未利用地の積極的な売却の観点から、当該未利用地部分について伊賀市に要請して返還を受け、外部への売却等の活用を図ることが適切と考えられる。

ただし、担当課によると、当該未利用地部分だけでは公道と接しないなど条件が悪いため市場価値が高くないとのことである。そのため、伊賀市と交渉し、地域交流広場の一部分を未利用地部分への接道部として併せて返還を受けるなど、売却の効果を高めるための措置も検討されたい。

6. 松阪港埋立地について

① 売却方法の検討について【意見】

残面積11,839.17m²と、次の②で述べる隣接地（1,768.12m²）を含め13,607.29m²について、平成23年3月30日に入札を行ったが、応札者がなく不調に終わっている。

当該用地は、売却済土地の区画面積の平均値（2,393.17m²）より著しく広大であり、1画単位として売却することは、企業の立地ニーズに合っていない可能性がある。よつて、直近の企業の立地ニーズを再度把握したうえで、分筆なども選択肢に含め、売却方法を再検討することが適切と考えられる。

ことから、たとえぞうした可能性のある位置にある樹木から優先的に対応する計画を含め、緊急な対策が望まれる。	
--	--

日本国有鉄道清算事業団用地について	
-------------------	--

日本国有鉄道清算事業団用地は、現在伊賀市に貸付けられているが、その用途は以下のとおり公用目的といえるため、無償貸付となつていています。	一部未利用地は、細長い形状の不整形地のうえ、面積も過大で接道させたために造成工事を行つたとしても条件が悪く、売却は困難です。
---	--

そのため、伊賀市への無償賃付を継続したうえで、一部未利用部分の活用について協議していきます。	県土整備部
--	-------

② 隣接地の台帳登録について【結果】

①で述べた当初売却予定地の残面積部分の隣接地1, 768. 12m²は、上述の埋立事業で同時期に造成されたが、当初より港湾計画上売却予定ではなかったことから、平成22年度に用途変更を行い、普通財産に変更したものである。

しかし、当該用地は公有財産台帳に登載されておらず、港湾台帳に登載されたままである。本来は平成22年度において普通財産に登載すべきであった。

7. 旧熊野建設部紀和分所について

① 利用建物の譲渡の検討について【意見】

当該施設は、県から熊野市に対して無償貸付を行っている。平成24年6月以降は空室の状態となつているが、熊野市としては、今後も倉庫として利用するため、無償貸付を継続したい意向である。一方、県としては将来においても当該建物を県自体が利用するニーズは見込まれていないことである。よって、県が当該建物を熊野市に譲渡することに支障はない。また、熊野市が所有者となることによって、あるべき耐震化対策が適時に実施され、事故等の被害を未然に防止できる可能性も高まると考えられる。

以上の観点から、県は当該建物への譲渡を検討することが適切と考えられる。

8. 不動産登記について

① 土地の未登記について【結果】

県土整備部が所管する公共事業用地（県有地）のうち未登記となつてている土地の残高は、平成23年度末において下表のような状況となつております、公有財産規則に反する状態が解消されていない。

（未登記土地残高（平成23年度末））

建設事務所名	県道		港湾施設	急傾斜地崩壊防止施設	未登記土地（県有地及び県管理の国有地含む）
	筆数	取得面積 (m ²)			
桑名	167	97, 070, 81	0	0, 00	0, 00
四日市	214	31, 868, 50	0	0, 00	0, 00
鈴鹿	212	15, 928, 97	3	204, 95	0
津	241	27, 129, 78	0	0, 00	0, 00
松阪	452	71, 522, 23	0	0, 00	0, 00
伊勢	473	125, 766, 64	20	544, 97	171, 151, 96
志摩	69	12, 399, 37	0	0, 00	0, 00
伊賀	73	10, 050, 03	0	0, 00	0, 00
尾鷲	231	64, 379, 40	144	633, 84	211, 813, 60
熊野	664	168, 102, 44	0	0, 00	391, 915, 81
県全体	2, 796	624, 218, 17	375, 383, 76	774, 881, 37	

② 隣接地の台帳登録について【結果】

①で述べた当初売却予定地の残面積部分の隣接地1, 768. 12m²は、上述の埋立事業帳に登録しました。

今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。

③ 旧熊野建設部紀和分所について

① 利用建物の譲渡の検討について【意見】

当該施設は、県から熊野市に対して無償貸付を行っている。平成24年6月以降は空室の状態となつているが、熊野市としては、今後も倉庫として利用するため、無償貸付を継続したい意向である。一方、県としては将来においても当該建物を県自体が利用するニーズは見込まれていないことである。よって、県が当該建物を熊野市に譲渡することに支障はない。また、熊野市が所有者となることによって、あるべき耐震化対策が適時に実施され、事故等の被害を未然に防止できる可能性も高まると考えられる。

以上の観点から、県は当該建物への譲渡を検討することが適切と考えられる。

④ 土地の未登記について【結果】

県土整備部においては、昭和55年からその処理に取り組み、11, 560筆を減少させています。近年では、平成14～23年度の10年間に2, 028筆の処理を行うなど取り組みました。

また、平成16年度以降の処理方針を定めた「過年度未登記に係る今後の取組について」に基づき、三重県公共団体と連携（処理を行う土地の選定や登記の専門団体とともに、年度毎に予算に見合った処理目標を定めて、未登記の解消を進めています。引き続き、取組を進めていきます。

② 未登記土地の処理に対する【意見】

不法占有的リスクに対応するため、以下について検討されたい。

ア. 未登記土地の処理に関する中期計画の策定

予算上の制約を理由に中長期計画の策定は適切でないとしているが、弁護士等の専門家で構成する「登記対策検討委員会」からの提言にもあるように、1件ごとの処理に順調でも8ヶ月程度を要するのが通常であるため、3~5年程度の中長期的な見通しをもつて計画を策定することは重要と考えられる。

イ. 未登記土地の処理の優先順位の再検討

現状においても優先順位を付けて効率的に処理を継続しているが、この方針は、1件当たりの登記作業が容易であるものや多額にのぼらないものを優先する、また実質的に登記が完了しているとみなせる土地を未登記土地案件から削除する、といったものである。これらに加えて、不法占有されるリスクが高いと想定される土地という視点で分析し、これらも交えて優先順位を再検討することが、不法占有のリスクに効果的な措置となると考えられる。

9. 急傾斜地崩壊防止施設について

① 老朽度の診断調査等の検討について【意見】

県内の急傾斜地崩壊防止施設は、急傾斜地法が昭和44年に制定されたことを受けて整備が開始されているため、最も古い時期に整備されたものでは昭和47年度とすでに40年近く経過している。また、県内の当該施設703箇所のうち、整備されてから20年以上経過するものは389箇所と、半数を超える状況にある。よって、一定程度の老朽化の進行が想定される状況にあるが、県はこれらの老朽度の診断調査はこれまで全く実施していない。よって、県においても、当該施設の適切な維持管理のため、老朽化の診断調査等について検討することが適切と考えられる。

10. 遺石原線先線について

① 公有財産台帳への登録もれについて【結果】

当該道路は、土地及び道路構造部分とともに、公有財産台帳に登録されていない。本来は四日市市から返還を受けた時に、土地と道路構造部分それぞれを普通財産として公有財産台帳に登録すべきであった。登録もれのあった財産について、公有財産台帳に登録しました。今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。

② 未登記土地の処理について【意見】	<p>ア. 未登記土地の処理に関する中期計画の策定</p> <p>予算上の制約を理由に中長期計画の策定は適切でないとしているが、弁護士等の専門家で構成する「登記対策検討委員会」からの提言にもあるように、1件ごとの処理に順調でも8ヶ月程度を要するのが通常であるため、3~5年程度の中長期的な見通しをもつて計画を策定することは重要と考えられる。</p> <p>イ. 未登記土地の処理の優先順位の再検討</p> <p>現状においても優先順位を付けて効率的に処理を継続しているが、この方針は、1件当たりの登記作業が容易であるものや多額にのぼらないものを優先する、また実質的に登記が完了しているとみなせる土地を未登記土地案件から削除する、といったものである。これらに加えて、不法占有されるリスクが高いと想定される土地という視点で分析し、これらも交えて優先順位を再検討することが、不法占有のリスクに効果的な措置となると考えられます。</p>
--------------------	--

① 老朽度の診断調査等の検討について【意見】	<p>県内の急傾斜地崩壊防止施設は、急傾斜地法が昭和44年に制定されたことを受けて整備が開始されているため、最も古い時期に整備されたものでは昭和47年度とすでに40年近く経過している。また、県内の当該施設703箇所のうち、整備されてから20年以上経過するものは389箇所と、半数を超える状況にある。よって、一定程度の老朽化の進行が想定される状況にあるが、県はこれらの老朽度の診断調査はこれまで全く実施していない。よって、県においても、当該施設の適切な維持管理のため、老朽化の診断調査等について検討することが適切と考えられる。</p>
------------------------	--

① 公有財産台帳への登録もれについて【結果】	<p>当該道路は、土地及び道路構造部分とともに、公有財産台帳に登録されていない。本来は四日市市から返還を受けた時に、土地と道路構造部分それぞれを普通財産として公有財産台帳に登録すべきであった。</p>
------------------------	--

② 使用賃借契約の解除及び当該道路の譲渡の検討について【意見】

② 管理に伴う将来の財政負担の可能性を低減するため、県としては、無償借地部分の使用賃借契約を解除するとともに、当該道路をA社に譲渡する等、何らかの形で処理することが適切と考えられる。よって、県は四日市市も交えた3者で上記の方向で協議を開始されたい。	四日市市に対して譲渡の協議を行います。また、協議不調の場合に備えて、売却について検討していく	国土整備部
1. 河川管理施設の公有財産台帳への登録について		
① 台帳登録対象外の河川管理施設の登録について【結果】	河川管理施設のうち雨量観測施設等（雨量観測施設、水位観測施設、水位流量観測施設、ダム操作施設、ダム警報施設、標示板、通信施設、ダム等の操作施設、河川に関する観測施設と一体となって機能するもの）については、「雨量観測施設等の取扱いについて」（建設省（現国土交通省）事務連絡 昭和57年5月14日）において、「河川管理施設として整理することが適当と考えられる」とする取扱いが示されているため、公有財産台帳の対象外とすべきものである。 しかし、上述のダム警報施設又は通信施設に該当する施設が公有財産台帳に登録されており、速やかに削除すべきである。	登録誤りのあった各財産について、公有財産台帳から削除しました。 今後は、公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、的確な台帳管理を行っていきます。
① 不法占用に対するこれまでの県の対応について【結果】	伊勢市内における県道において、道路占用許可期限の切れた石灯籠型の建造物（以下、「石灯籠」という。）が平成23年度末において歩道に426基設置されている。この他、国道や伊勢市道にも設置されている。 昭和30年頃に伊勢神宮を起点とした参道沿いへの灯籠の奉獻を目的とした民間団体（昭和39年に解散）が設立され、石灯籠が設置された。県は道路の占用許可を昭和30年12月から昭和32年1月まで与えているが、占用許可期間が終了した昭和32年1月以降は、県道が不法占有された状態が継続している。本来であれば、不法占有者すなわち所有者に対し撤去を請求すべきであるが、石灯籠の所有者を調査する一環として、平成20年に灯籠の刻銘を調査した事実はない。また、民間団体に改築や撤去を求めた事実も確認できない。占用許可期間が終了した昭和32年以降に改築や撤去を求めた事実が仮にあつたとすれば、その記録を残さないということは考え難い。これらの点から、結果として県は昭和32年から不法占用を放置してきたと言わざるを得ない。	県では、これまで石灯籠の刻銘者について調査するとともに、通行者の安全確保のため、石灯籠の傾き等の調査を毎年行い、安定性に問題があるものは、撤去してきましたところです。 今後は、石灯籠の火袋や笠部分の安定性の追加調査を行ったうえで、危険と判断されたものについては撤去等の措置を行い、引き続き、通行者の安全を確保していきます。 占用許可の対象は、適切かつ確実に維持管理を恒久的に担えることを前提としており、現時点では地方公共団体を対象と考えています。 なお、今後の対応については、国・市とも協議し進めています。
① 不法占用に対するこれまでの県の対応について【結果】	伊勢市内における県道において、道路占用許可期限の切れた石灯籠型の建造物（以下、「石灯籠」という。）が平成23年度末において歩道に426基設置されている。この他、国道や伊勢市道にも設置されている。 昭和30年頃に伊勢神宮を起点とした参道沿いへの灯籠の奉獻を目的とした民間団体（昭和39年に解散）が設立され、石灯籠が設置された。県は道路の占用許可を昭和30年12月から昭和32年1月まで与えているが、占用許可期間が終了した昭和32年1月以降は、県道が不法占有された状態が継続している。本来であれば、不法占有者すなわち所有者に対し撤去を請求すべきであるが、石灯籠の所有者を調査する一環として、平成20年に灯籠の刻銘を調査した事実はない。また、民間団体に改築や撤去を求めた事実も確認できない。占用許可期間が終了した昭和32年以降に改築や撤去を求めた事実が仮にあつたとすれば、その記録を残さないということは考え難い。これらの点から、結果として県は昭和32年から不法占用を放置してきたと言わざるを得ない。	監査人としては、刻銘者の調査をもとに相手方とすべき者（現在の石灯籠所有者。所有権を承継した者がいればその承継者）を確定したうえで、占用許可をするか撤去等の請求をすべきであつたと考える。

② 今後の対応方針について【意見】

撤去等の方法としては、原則、不法占用の処理に基づき、調査して所有者が確定すれば、石灯籠等を撤去する。撤去作業は県で行つたうえで当該所有者に負担を求める方法も採り得ると想定される。しかしながら、撤去等には多大な労力と年月を要すると想定されるので、完了までの事故防止のために、耐震調査や倒壊防止といった対策の要否について早急に検討すべきと考える。

また、所有者はつきりしない現在の石灯籠を占用許可のない状態のまま放置できぬいのではあるが、今後本件道路上に石灯籠が存在してはいけないという結論を述べるものではない。今日の石灯籠を取り巻く現状と、50年以上の年月の経過、そして現在の市民・県民の思いなどを考慮すると、仮に現在の石灯籠所有者を確定できるのであれば、協議により、国・県・市や信頼できる第三者へ石灯籠を譲渡してもらい、当該第三者に対して占用許可をするという解決も考えられる。

よって、県は、現在の不法占用者の調査を継続し、契約内容や責任者等について新たな事実が判明した場合には、事実を確認したうえで、国や市とも協議しつつ、改めて対応方針を決定して進めるべきと考える。

② 今後の対応方針について【意見】

撤去等の方法とともに、通行者の安全確保のため、石灯籠の傾き等の調査を毎年行い、安定性に問題があるものは、撤去してきただろです。

今後は、石灯籠の火袋や笠部分の安定性の追加調査を行つたうえで、危険と判断されたものについては撤去等の措置を行います。

占用許可の対象は、適切かつ確実に維持管理を恒久的に担えることを前提としており、現時点では地方公共団体を対象と考えています。

なお、今後の対応については、国・市とも協議し進めています。

13. 下水道課における公有財産の管理について

ア. 台帳への登録について【意見】

工事請負費について、公有財産台帳への登録状況を確認したところ、全ての工事について公有財産台帳への登録が行われたが、その登録内容としては、工事件名及び工事金額を一括で登録していた。

工事内容としては、たとえば、南部浄化センターIV系水処理・送風機（機械）設備工事であれば、最初沈殿池設備4池、反応タンク設備2池、最終沈殿池設備4池等が含まれており、公有財産台帳にても独立した設備単位で登録することが望ましい。

しかしながら、平成22年度工事について下水道台帳を任意に1件閲覧したところ、設備単位で金額も登録されており、公有財産台帳との整合性も取れているため、この点については、特段問題はないものと思われる。

現在、平成23年度工事の下水道台帳への登録作業が行われているところであるが、今後も登録にあたつては公有財産台帳との整合性を確認していくことが望まれる。

イ. 改修工事に係る付随費用について【意見】

平成23年度の改修工事のなかには詳細設計委託料の支出がある。また、別の工事である菰野幹線管渠工事においては、工事に係る水道の移転補償費が支出されている。

これらの工事に必要な詳細設計委託料や移転補償費等の費用についても、公有財産台帳に

県では、これまで石灯籠の刻銘者について調査するとともに、通行者の安全確保のため、石灯籠の傾き等の調査を毎年行い、安定性に問題があるものは、撤去してきただろです。

今後は、石灯籠の火袋や笠部分の安定性の追加調査を行つたうえで、危険と判断されたものについては撤去等の措置を行います。

占用許可の対象は、適切かつ確実に維持管理を恒久的に担えることを前提としており、現時点では地方公共団体を対象と考えています。

なお、今後の対応については、国・市とも協議し進めています。

公有財産台帳への登録ルールに対する意見であることから、全庁的な方針等を踏まえて対応します。

<p>登録する際には付隨費用として登録金額に加算して記入することが望ましい。このことについては、「第3外部監査の結果一総括的意見ー」において、監査人の意見を記載している。</p>	<p>(2) 下水道総合地震対策計画について【意見】</p> <p>「三重県 下水道総合地震対策計画」において、平成21年度～平成25年度に優先的に実施する耐震補強等の地震対策工事については、平成25年度までに計画した22施設のうち、稼働中の設備移転が伴う等により施工が困難な4施設を除いて概ね工事が完了する予定とのことです。</p> <p>この4施設の他、管路施設等においても新たに耐震化を図る必要のある施設もあることから、平成26年度以降の地震対策計画を策定するとのことです。今後も、地震時ににおいて下水道の機能が維持されるよう下水道の機能が維持されるとが望まれる。</p>	<p>引き続き平成25年度以降も、耐震化を図る必要がある施設について、整備の優先順位を定め計画的に耐震対策工事を進めていきます。なお、現時点では、施工時期の再検討や代替対策の検討を行います。</p>	<p>① 建物改修工事について</p> <p>ア. 公有財産台帳への記入について【結果】</p> <p>「公有財産台帳記入要領」によれば、改築等財産の一部又は全部に異動が生じた場合には、100万円未満の軽微な修繕を除いて、公有財産台帳に記入することとなっている。しかし、住宅課においては、現在の公有財産管理システムが導入された平成19年度以降、建物等の改修工事について、公有財産台帳への記入が行われていない。</p> <p>公有財産台帳の記入が行われなかつた理由については不明とのことであるが、各年度の工事履歴については、工事台帳に記録されており、公有財産台帳への記入の必要性が認識されてこなかつたものと考えられる。</p> <p>なお、現状復旧のための支出の取扱いについては、「公有財産台帳記入要領」等において明確には示されていないが、このことについては「第3外部監査の結果一総括的意見ー」において、監査人の意見を記載している。</p> <p>イ. 改修工事に係る付隨費用について【意見】</p> <p>平成23年度の改修工事の中には実施設計委託料の支出がある。これらの工事に必要な委託料等についても、改修工事を公有財産台帳に記入する際には工事代金に加算して記入することが望ましい。</p> <p>このことについても、「第3外部監査の結果一総括的意見ー」において、監査人の意見を記載している。</p> <p>ウ. 改修工事等の管理について【意見】</p> <p>改修工事の中には現状の財産の価値を高める工事と、現状を維持するためのいわゆる修繕工事が含まれる場合がある。前者の価値を高める工事について、公有財産台帳に記入すべきであることが望ましい。</p>	<p>公有財産台帳への登録ルールに対する意見であることから、全般的な方針等を踏まえて対応します。</p> <p>県土整備部</p> <p>県土整備部</p> <p>県土整備部</p>
---	--	---	--	---

<p>あるという意見を「第3外部監査の結果－総括的意見－」に記載しているところである。一方で、「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」においては、公有財産台帳に記入すべき改修工事の他、指定管理者が行なっている通常の維持管理に相当する修繕工事も含めて、全ての修繕履歴を登録していくことが望ましいと考えられる。</p> <p>この際には、公有財産台帳に記入すべき工事に関する全庁的なルールも踏まえ、「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」における修繕履歴の入力ルールを整備することとが今後、必要になつくると考えられる。</p>	<p>つています。改修工事等を効率的にかつ適切な時期に行なうため、県直営工事の履歴を登録した「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」に、指定管理者による修繕の必要な履歴を加えることにより、県営住宅全体の修繕履歴の把握を図ります。また上記データベースにおける修繕履歴の入力ルールを整備し、中長期にわたる計画的な改修工事等の実施に有用なデータベースの構築を図ります。</p>
<p>② 中長期的な修繕計画について【意見】</p> <p>ア. 中長期的な修繕計画の策定について</p> <p>県営住宅に係る中長期的な修繕計画については、長寿命化計画に係る長寿命化型・福祉対応型改善に係る工事が計画されている。一方で、通常の維持管理に係る修繕に係る工事が計画され、指定管理者へ支払う指定管理料の一部として積算されている。前者の見込金額が10年間で約18億円であるのにに対して、後者の見込金額は5年間で約10億円となつており、単純に比較すると後者の方が若干、金額が大きくなっている。</p> <p>現状は、両者を合算したような中長期修繕計画の作成はされていないようである。しかし、指定管理者の実施する修繕に対する修繕費用は大きく、県営住宅の中長期的な修繕を希望される。</p>	<p>県の長寿命化計画及び指定管理者の修繕計画を連携させることにより、さらに中長期にわたり有効な計画とします。</p> <p>具体的には、県直営の工事と指定管理者による工事のうち、メンテナンスサイクルが一致する工事について県で一括実施することにより、事業のさらなる効率化を図ります。</p> <p>中長期の修繕計画では確実に予算措置するために、工事費の実績ではなく、落札率を考慮しない設計金額を用いる必要があります。</p> <p>戸あたり単価は意見のとおりですが、当該単価は過年度の設計金額の実績を元に算定していることから適切であると考えます。なお今後も計画金額の分析を行ない適切な予算額の把握に努めます。</p> <p>イ. 計画金額と実績金額との比較について【意見】</p> <p>中長期の修繕計画については計画金額と実際の工事金額を比較し、計画的な修繕が行われているか、費用の削減余地はないかなどを分析し、必要に応じて計画自体の見直しを実施していくことが望ましい。</p> <p>ちなみに、長寿命化型改善工事は戸あたり105万円、福祉対応型改善工事は戸あたり82万円で計画していったが、平成23年度の工事実績では、長寿命化型改善工事は戸あたり67万円～86万円、福祉対応型改善工事は戸あたり66万円～76万円となっている。</p>

③ 長寿命化計画における長寿命化型改善工事について【意見】

③ 長寿命化計画における長寿命化型改善工事について【意見】	<p>長寿命化計画における長寿命化型改善工事については、「外壁、屋根の耐久性向上等」と記載されている。また、長寿命化計画委託報告書においても、屋上防水と外壁補修を長寿命化型改善工事とし、同工事の実施により長寿命化されライフルコストが縮減されるとしている。</p> <p>しかしながら、平成23年度の実際の長寿命化型改善工事では、外壁補修と手すりのアルミニウムが主な工事であり、屋上防水など屋根の耐久性向上に関する工事は実施されていない。</p> <p>長寿命化計画における長寿命化型改善工事の内容と実際の工事に整合性が取れていない。このため、通常の維持管理の範囲内としての屋上防水工事を実施し、特別に耐久性が向上する工事を実施しなくとも、長寿命化が達成されるとするならば、そのことを具体的に説明するとともに、長寿命化計画の見直しを検討することが望まれる。</p>
-------------------------------	---

③ 長寿命化計画における長寿命化型改善工事について【意見】	これまで屋上防水工事は指定管理者で実施し、外壁改修と手すりのアルミニ化を実施する県の長寿命化型改善工事と役割分担してきました。ライフルコストの縮減を図るために、県の長寿命化型改善工事と指定管理者が実施する屋上防水工事のうち、メンテナンスサイクルが一致する工事について、今後は県で一體的に実施することで、事業の集約化とともに長寿命化計画の長寿命化型改善工事と実際の工事を整合させます。
-------------------------------	---

